

# 届出(通知)済シールの取扱い

- 1、 「届出(通知)済シール」の配布目的
  - ① 第三者に対しても届出済み工事であることを明確にし、建設リサイクル法及び事前届出(通知)の制度の一層の周知が図れます。
  - ② 建設リサイクル法の対象工事であることを、施工者の方に意識していただき、より適正な施工が促進されます。
  - ③ 標識の掲示をより確実なものとしします。
- 2、 「届出(通知)済シール」位置付け  
「届出(通知)済シール」の貼付は、法に基づく義務ではなく、あくまでも行政指導の範疇として、発注者又は自主施工者に協力を依頼するものです。
- 3、 実施日と実施機関  
平成17年4月1日から、県内の受理機関である各地域振興局建設部及び特定行政庁(※)印で実施します。

## ※特定行政庁とは？

建築基準法で規定している建築主事を置く市町村。  
秋田県内では秋田市、横手市、大館市及び大仙市(限定特定行政庁)がこれにあたります。  
建設リサイクル法の届出は県知事あてに行いますが、特定行政庁の区域内で行われる対象建設工事については、その首長あてに行うこととなっています。  
ただし、大館市と大仙市は限定特定行政庁で、建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物に限ります。

- 4、 「届出(通知)済シール」の配布対象工事  
建設リサイクル法第10条第1項、第11条に基づく届出及び通知された対象工事です。
- 5、 「届出(通知)済シール」の配布方法  
届出対象建設工事について、届出(通知)書の受付時に受付日、受付番号、受付機関名が記載された「届出(通知)済シール」を各窓口で配布します。  
**※電子メールにより提出された場合は、受付した後「届出(通知)済シール」を送信します。**
- 6、 「届出(通知)済シール」の貼付方法  
「届出(通知)済シール」は、受注業者が工事現場に掲示することが義務付けられている建設業許可又は解体工事業登録の標識の余白又は文字を隠さない場所に貼付して下さい。  
**※電子メールにより提出された場合は、受付した後「届出(通知)済シール」を印刷のうえ、貼付して下さい。**  
(届出書を受付してから7日以内は変更命令を行う場合がありますので、届出日から7日以降の着手日に貼付して下さい)  
また、自主施工者は、門・塀等の目立つ場所に貼付して下さい。  
なお、工事終了後は速やかに「届出(通知)済シール」を標識から剥がして下さい。

○建設業許可業者の場合の標識貼付例（建設業法施行規則第25条）

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
資格名	資格者証交付番号		
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣 許可（ ） 知事 第 号		
許可年月日			

貼付箇所

(寸法)  
縦25cm以上  
横35cm以上

○解体工事業登録業者の場合の標識貼付例（解体工事業に係る登録に関する省令第8条）

解体工事業者登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の 代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	年 月 日
技術管理者の氏名	

貼付箇所

(寸法)  
縦25cm以上  
横35cm以上